

## 約款（LION FX のお客様用）対比表

平成 26 年 12 月 23 日

（青字部分は追加、~~青字~~部分は削除箇所）

現 行	変 更 後
<p>第 34 条(解約)</p> <p>お客様が次の各号または第 21 条に掲げる事項のいずれかに該当した場合、本口座は解約されます。ただし、解約時においてお客様の 本取引における未決済ポジションが残存する場合、またはお客様の 当社に対する本約款に基づく債務が残存する場合、その決済が 終了するまで当該決済に必要な限度において本約款は効力を有 するものとします。</p> <p>(1)～(14) 省略</p> <p>(15) お客様が本取引を行うにあたり、店頭外国為替証拠金取引シ ステム、通信機器、端末機器、接続回線またはプログラムの不正な 操作または改変等または店頭外国為替証拠金取引システム以外の ツール等により、店頭外国為替証拠金取引システムおよび約款等 が想定する適切、適正な方法以外の方法による取引または店頭外 国為替証拠金取引システムでは通常実行できない取引を行ったと 当社が判断したとき</p> <p>(16) お客様の取引が、適合性原則等その他諸法令に照らし、過度 に投機的な取引であると当社が判断したとき</p> <p>(17) お客様の年齢が、満 76 歳に達した際に記入していただく確認 書類を提出していただけない場合及び確認書類の内容を理解され ていないと当社が判断したとき</p> <p>(18) 当社が提供するレート等の不正な取得もしくは利用、または 店頭外国為替証拠金取引システムおよびインターネットの脆弱性も しくはインターバンク市場等の混乱等の利用等、不当な行為により 取引を行ったと当社が判断したとき、あるいはお客様と当社との間の 信頼関係を喪失させるやむを得ない事由が発生したと当社が判断</p>	<p>第 34 条(解約)</p> <p>お客様が次の各号または第 21 条に掲げる事項のいずれかに該当 <u>すると当社が判断</u>した場合、本口座は解約されます。<del>ただし</del>、解約 時においてお客様の本取引における未決済ポジションが残存する 場合、<del>またはお客様の当社に対する本約款に基づく債務が残存す</del> る場合、その決済が終了するまで当該決済に必要な限度において 本約款は効力を有するものとします。<u>ただし、お客様が次の(8)(9)</u> <u>(11)(14)(15)(18)のいずれかに該当し、さらに過去まで遡って該</u> <u>当すると判断した場合、当社は、事前の通知なく当該口座を凍結</u> <u>し、該当すると判断した過去の取引まで遡って、約定を無効とするこ</u> <u>とができるものとします。これによりお客様の口座に不足金が生じた</u> <u>場合、当社はお客様に当該不足金を請求できるものとします。また、</u> <u>当社が損害を被った場合、お客様は当該損害額について、賠償責</u> <u>任を負うものとします。なお、当社はいかなる理由があっても、約定</u> <u>の無効によりお客様に生じた一切の損害につき、お客様に対して何</u> <u>らの責任も負わないものとします。</u></p> <p>(1)～(14) 省略</p> <p>(15) お客様が本取引を行うにあたり、<u>店頭外国為替証拠金取引本</u> システム、通信機器、端末機器、接続回線またはプログラムの不正 な操作または改変等または<u>店頭外国為替証拠金取引本</u>システム以 外のツール等により、<u>店頭外国為替証拠金取引本</u>システムおよび 約款等が想定する適切、適正な方法以外の方法による取引または <u>店頭外国為替証拠金取引本</u>システムでは通常実行できない取引を 行ったと当社が判断したとき</p> <p>(16) お客様の取引が、適合性原則等その他諸法令に照らし、過度 に投機的な取引であると当社が判断したとき</p> <p>(17) お客様の年齢が、満 76 歳に達した際に記入していただく確認 書類を提出していただけない場合及び確認書類の内容を理解され ていないと当社が判断したとき</p> <p>(18) 当社が提供するレート等の不正な取得もしくは利用、または <u>店頭外国為替証拠金取引本</u>システムおよびインターネットの脆弱性 もしくはインターバンク市場等の混乱等の利用等、不当な行為により 取引を行ったと当社が判断したとき、あるいはお客様と当社との間の 信頼関係を喪失させるやむを得ない事由が発生したと当社が判断</p>

現 行	変 更 後
<p>したとき等、お客様が本取引を利用することが不適当だと当社が判断したとき</p> <p>(19) お客様が取引とは関係がないと思われる入出金を繰り返し行っていると当社が判断したとき</p> <p>(20) 前各号の他、やむを得ない事由により当社がお客様に対し、本口座の解約の申し出をしたとき</p>	<p>したとき等、お客様が本取引を利用することが不適当だと当社が判断したとき</p> <p>(19) お客様が取引とは関係がないと思われる入出金を繰り返し行っていると当社が判断したとき</p> <p>(20) 前各号の他、やむを得ない事由により当社がお客様に対し、本口座の解約の申し出をしたとき</p>
<p>第 36 条 (契約締結時の書面の交付)</p> <p>当社は、お客様に対し、金融商品取引法及び同法に関連する政令で義務付けられている契約締結時の書面として、取引報告書面兼証拠金受領通知書面、残高通知書面及び入金通知書面を電子交付するものとし、お客様は、これに同意するものとします。</p> <p>2. 当社が交付した書面の内容について、15 日以内にお客様から問い合わせがなかった場合、その内容について疑義ないものとします。</p> <p>3. 当社の電子交付の方法は、当社が契約しているデータセンターで運営されているホームページ内の認証が必要とされる特定の画面等にお客様ファイルを設け、当該お客様ファイルに書面の記載事項を記録し、お客様の閲覧に供するものとします。</p> <p>4. お客様が当社から各種書面の電子交付を受けるためには、当社が推奨するバージョン以上の Adobe Reader 等の PDF ファイル閲覧ソフトまたは当社が推奨するバージョン以上のブラウザソフトまたは当社の専用取引システムを必要とします。(必要ソフトは当社取引システムにより異なります。)</p> <p>5. 法令等の変更、監督官庁の指示あるいは当社が必要と判断した場合、電子交付に代えてすでに電子交付されている書面も含めて、紙媒体により交付等を行う場合があります。</p>	<p>第 36 条 (契約締結時の書面の交付)</p> <p>当社は、お客様に対し、金融商品取引法及び同法に関連する政令で義務付けられている契約締結時の書面として、取引報告書面兼証拠金受領通知書面、残高通知書面及び入金通知書面を電子交付するものとし、お客様は、これに同意するものとします。</p> <p>2. 当社が交付した書面の内容について、15 日以内にお客様から問い合わせがなかった場合、その内容について疑義ないものとします。</p> <p>3. 当社の電子交付の方法は、当社が契約しているデータセンターで運営されているホームページ内の認証が必要とされる特定の画面等にお客様ファイルを設け、当該お客様ファイルに書面の記載事項を記録し、お客様の閲覧に供するものとします。</p> <p>4. お客様が当社から各種書面の電子交付を受けるためには、当社が推奨するバージョン以上の Adobe Reader 等の PDF ファイル閲覧ソフトまたは当社が推奨するバージョン以上のブラウザソフトまたは <u>当社の専用取引本</u>システムを必要とします。<del>(必要ソフトは当社取引システムにより異なります。)</del></p> <p>5. 法令等の変更、監督官庁の指示あるいは当社が必要と判断した場合、電子交付に代えてすでに電子交付されている書面も含めて、紙媒体により交付等を行う場合があります。</p>
平成 26 年 7 月 28 日現在	平成 26 年 <u>12</u> 月 <u>29</u> 日